

部長 課長 福島 班長

廢務課長

主任

月 月 日起案

日文書  
附昭和 27年 1月 7日

發信者名 部長

查閱者名

證書

事務機車修繕の件  
 本件は前回お詫び申上げては御座り格好の件を承り  
 ちうて修理料金を請求する事は今後不可  
 事務機車の運転に際しては、車輛の安全を第一に考慮  
 へ運輸業者より車輛修理料金を請求する事は不可  
 車を修理する費用は大いに便益を生ぜ  
 たり

一 傍午時

一月十三(木)

貰。八三。

主一。

貨輪運送尙時未更換

二 機

所

。八三。近來運費即將減少運下。

(終)

興復第二号

昭和三十年一月七日

興市 場 殿

興地方復員部長

靈柩車借用について（御依頼）

当部の業務遂行に当りましては日頃格別の御援助をいただき感謝いたしております。ついては今回朝鮮出身のもと海軍軍属の御遺骨約五〇〇柱を舞鶴地方復員部から当港へ海上輸送され當部に引取ることになりましたので貴市靈柩車を次の要領によつて借用いたしやすく便宜を供与して下さい。

一、借用月日時

一月十三日（木）自〇八三〇至一〇〇〇

海上輸送の關係で日時變更の場合をお知らせします。

二、場所

當日〇八三〇迄に興地方復員部前に御差遣下さい。

（終）

呉復第二号

昭和三十年一月七日

呉市長殿

呉地方復員部長



靈柩車借用について（御依頼）

当部の業務遂行に当たりましては日頃格別の御援助をいただき感謝いたしております。ついては今回朝鮮出身のものと海軍軍属の御遺骨約五〇〇柱を舞鶴地方復員部から当港へ海上輸送され当部に引取ることになりましたので貴市靈柩車を次の要領によつて借用いたしたく便宜を供与して下さい。

一、借用月日時 一月十三日（木）自〇八三〇

海上輸送の関係で日時変更の場合はお知らせします。

二場

所 当日〇八三〇迄に呉地方復員部前に御差遣下さい。